平成２３年（フ）第３４５１号
札幌市西区山の手１条９丁目３番11号　アセッツ山の手101号
債務者　渕名　芳尊
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９７号
北海道石狩郡当別町春日町82番地２　町住368号
債務者　佐々木絵美子（旧姓下坂）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１２号
札幌市南区澄川４条９丁目２番11号　第６田辺マンション102
債務者　松浦　直美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２２号
札幌市西区発寒10条４丁目１番49号　みどり荘102号
債務者　椎名　弘年
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３２号
北海道石狩市花川南２条３丁目89番地　丸長第３マンション２号
債務者　吹田　和徳
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地31　ＳＳＢＬＤⅢ―105号
債務者　片桐利得子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
北海道網走市南５条西１丁目４番地
債務者　金安　優子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
岩手県奥州市江刺区中町９―30　コーポクレサンテ１号室、住民票上の住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字北田53番地
債務者　遠藤　勝人
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第７号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目８番21号　坂元住宅
債務者　浅野　利夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４２４号
群馬県高崎市足門町750番地３　ソレイユスクエアＢ101号
債務者　神戸　孝夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７７６号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート13―201
債務者　石田惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４７号
岐阜県中津川市中津川2364番地の1897
債務者　安田　秀美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６７号
岐阜県中津川市茄子川1534番地の190
債務者　水野　秀郎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１８２号
岐阜県恵那市山岡町原1512―１、住民票上の住所岐阜県瑞浪市陶町大川575番地の１
債務者　羽柴たつみ
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１８６号
岐阜県恵那市大井町1017番地６、従前の住所岐阜県恵那市大井町2695番地816
債務者　牧野　久司
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６号
静岡県田方郡函南町平井1753番地の2453
債務者　森　　貴伸
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
愛知県犬山市大字犬山字専正寺町５番地４
債務者　慶山　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部